

訂正箇所一覧表（東成区民センター指定管理者募集）

※ページ数は、訂正後の募集要項ページを記載しています。

資料名	ページ	訂正後	訂正前
募集要項	(目次)	目次 15 保険加入 . . . . . 17 16 申請手続 . . . . . 17 17 指定管理予定者の選定 . . . . . 18 18 協定の締結 . . . . . 20 19 その他申請に当たって事前に伝えておくべき事項 . . . . . 22 20 添付資料 . . . . . 22 21 担 当 . . . . . 22	目次 15 保険加入 . . . . . 18 16 申請手続 . . . . . 18 17 指定管理予定者の選定 . . . . . 19 18 協定の締結 . . . . . 21 19 その他申請に当たって事前に伝えておくべき事項 . . . . . 23 20 添付資料 . . . . . 23 21 担 当 . . . . . 23
募集要項	5ページ	4 指定期間 削除	4 指定期間 なお、大阪市では現在、特別区制度の検討を進めているところであり、住民投票の結果により、指定期間中に指定管理者の指定を取り消すことがあります。 この場合において、当該指定の取消しによって生じた指定管理者の損害について、大阪市は、その賠償の責めを負いません。 また、上記事情により指定期間中に実施事業内容や実施規模を変更する場合があります。この場合における経費負担については、別途協議を行うものとします。 なお、協議の結果、経費負担について合意が成立しない場合は、指

			<p>定管理者の指定を取り消すことがあります。当該指定の取消しによって生じた指定管理者の損害について、大阪市は、その賠償の責めを負いません。</p> <p>実施事業内容や実施規模の変更とは、以下の場合をいいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の新規設置・移転・廃止をする場合</li> <li>・他の大阪市施設と統合する場合</li> <li>・その他大都市制度導入にかかる変更が生じる場合</li> </ul>
募集要項	14ページ	13 危険負担 削除	<p>13 危険負担</p> <p>表内「共通 その他」</p> <p>「特別区への移行に伴う重大な変更 ※2」「協議事項」</p>
募集要項	16ページ	削除	<p>※2 本市では現在特別区制度の検討を進めているところであり、住民投票の結果により、指定期間中に指定管理者の指定を取り消すことがある。</p> <p>この場合において、当該指定の取消しによって生じた指定管理者の損害について、大阪市は、その賠償の責めを負わない。</p> <p>また、上記事情により指定期間中に実施事業内容や、実施規模を変更する場合における経費負担については、別途協議を行うものとする。</p> <p>なお、協議の結果、経費負担について合意が成立しない場合は、指定管理者の指定を取り消すことがある。当該指定の取消しによって生じた指定管理者の損害について、大阪市は、その賠償の責めを負わない。</p> <p>実施事業内容や実施規模の変更とは、以下の場合をいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の新規設置・移転・廃止をする場合</li> <li>・他の大阪市施設と統合する場合</li> </ul>

			・その他大都市制度導入にかかる変更が生じる場合
募集要項	17ページ	(1) 募集要項の配布 ①窓口での配布期間 令和2年7月22日(水)から令和2年9月2日(水)	(1) 募集要項の配布 ①窓口での配布期間 令和2年7月22日(水)から令和2年8月26日(水)
募集要項	17ページ	(2) 指定管理者指定申請書の提出 ①提出期間 令和2年8月20日(木)から令和2年9月2日(水)まで	(2) 指定管理者指定申請書の提出 ①提出期間 令和2年8月20日(木)から令和2年8月26日(水)まで
募集要項	18ページ	(4) 質問 ※「特別区に移管された場合」の記載の削除に関する再質問について、詳細は区役所ホームページにて公表します。 ※(1)～(4)にかかる配布・受付等にあたっては、いずれも、土曜日、日曜日及び休日には行いません。	(4) 質問 ※(1)～(4)にかかる配布・受付等にあたっては、いずれも、土曜日、日曜日及び休日には行いません。
募集要項	22ページ	19 その他申請に当たって事前に伝えておくべき事項 削除	19 その他申請に当たって事前に伝えておくべき事項 (3) 大阪市では現在、特別区制度の検討を進めているところであり、住民投票の結果により、指定期間中に指定管理者の指定を取り消すことがあります。 この場合において、当該指定の取消しによって生じた指定管理者の損害について、大阪市は、その賠償の責めを負いません。 また、上記事情により指定期間中に実施事業内容や実施規模を変更する場合があります。この場合における経費負担については、別途協議を行うものとします。 なお、協議の結果、経費負担について合意が成立しない場合は、指定管理者の指定を取り消すことがあります。当該指定の取消しによって生じた指定管理者の損害について、大阪市は、その賠償の責

			<p>めを負いません。</p> <p>実施事業内容や実施規模の変更とは、以下の場合をいいます。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 施設の新規設置・移転・廃止をする場合</li><li>・ 他の大阪市施設と統合する場合</li><li>・ その他大都市制度導入にかかる変更が生じる場合</li></ul>
--	--	--	--